

別添

指定管理料等の経費
(大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場関係)

1 指定管理料等の考え方

利用料金制を導入しており、指定管理者は東京都が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。

また、事業の実施に際して、各種助成金・協賛金等を活用することができます。

2 指定管理者の収入

指定管理者の収入として見込まれるものは、以下のとおりです。

(1) 指定管理料

(2) 利用料金（条例で定められた施設の利用に係る料金）

利用料金（利用予納金を含む。）は、利用日の属する年度の収入とすることとし、令和5年4月1日から令和8年3月31日までのものが、今回選定する指定管理者の収入となります。

(3) スポーツ振興事業に係る参加料

(4) 自主事業、周辺連携事業及び利用者に対するサービス提供事業により得られる収益

(5) 各種助成金・協賛金等

(6) その他管理運営に伴い発生する収入のうち、東京都が認めたもの

3 指定管理者の支出

指定管理者の支出として見込まれるものは、以下のとおりです。

(1) 人件費（退職給与引当金を含む。）

(2) 事務費

(3) 施設設備等管理費（修繕費、光熱水費及び保守管理に要する経費等）

(4) スポーツ振興事業及びスポーツの日記念事業等に係る事業費

(5) 自主事業、周辺連携事業及び利用者に対するサービス提供事業に係る事業費

(6) 間接費（管理に伴う本社等の経費。人件費を含む。）

(7) 事業活動に伴い発生する公租公課

※ 事業所税の扱いについては、都税事務所に確認してください。

(8) その他管理運営に伴い発生する支出のうち、東京都が支払うべきものを除いたもの

4 指定管理料の積算

支出の計画（人件費、管理運営費及びスポーツ振興事業費の3つに区分すること。）の額から、収入の計画（管理運営費、スポーツ振興事業費、自主事業及び利用者に対するサービス提供事業からの繰入額の3つに区分すること。）の額を差し引いた額を指定管理料として積算し、提案してください。

なお、自主事業及び利用者に対するサービス提供事業に係る収支については、指定管理料)の積算とは別途積算し、指定管理料の削減のために提案できる額を、収入の計画のうち自主事業及び利用者に対するサービス提供事業からの繰入額として提案してください。

またスポーツの日記念事業に係る収支はスポーツ振興事業費に含むものとし、周辺連携事業に係る収支は自主事業費に含むものとする。

5 会計の管理

管理運営業務の実施に当たっては、指定管理者が行っている指定管理事業以外の事業と経理を明確に区分し、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備することとします。

6 指定管理料の支払

指定管理料については、年度ごとに東京都の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結して支払います。支払方法は年度協定において定めることとし、原則として精算は行いません。

また、事故及び自然災害など特別な場合を除き、年度途中において指定管理料の増額又は減額は行わないものとします。東京都として、指定期間中の指定管理料の支出を担保すること（債務負担行為）は、予定していません。

7 利用料金の取扱い

利用料金は、条例に定める額を上限とし、規則の定めるところにより、指定管理者が東京都の承認を受けて定めます。指定管理者は、利用料金の額や利用予納金の取扱い等について定める規程を作成し、東京都に提出して承認を得なければなりません。利用料金の額等を変更する場合も同様の手続を必要とします。

利用料金の承認基準については、以下のとおりとします。

(1) 条例の規定に反しないものであること。

- (2) 原価又は類似の施設の料金と比較して、著しく高額又は低額ではないこと。
- (3) 料金の区分が合理的であり、必要以上に細分化されるなど利用者にとって複雑なものとなっていないこと。
- (4) 指定管理者の経営上、必要と認められること。

なお、条例及び規則に定める減免基準等に基づく利用料金収入の減免分については、東京都が支払う指定管理料に含まれているものとし、別途補てんはしません。